第三章　文部科学省関係

（社会教育法の一部改正）

第十五条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「構成」を「設置」に改め、同条第二項中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第十八条の見出し中「定数等」を「委嘱の基準等」に改め、同条中「定数、任期その他」を「委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（私立学校法の一部改正）

第十六条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十人以上二十人以内において」を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十七条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第八項中「指定し、これを公表する」を「指定する」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第十八条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「二十人以内において」を削る。

第四章　厚生労働省関係

（労働関係調整法の一部改正）

第十九条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「仲裁委員三人から成る」を「三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される」に、「行ふ」を「行う」に改める。

第三十一条の四第二項中「二人以上」を「の過半数」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二十条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。

児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

第九条第三項中「委員及び」及び「、それぞれこれを」を削る。

（食品衛生法の一部改正）

第二十一条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「ものとする」を「とともに、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に通知しなければならない」に改める。

第二十四条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）」を「都道府県知事等」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第二十二条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「に従い、都道府県知事が」を「を参酌して」に、「その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを」を「都道府県の条例で」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第五条第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつて」に、「について」を「について行うものとする。この場合において」に、「聴くよう努めるものとする」を「聴いてこれを行う」に改める。

第八条第二項中「であつて、次の各号に掲げるもの」及び「それぞれ二人以内を」を削り、同項各号を削る。

（医師法の一部改正）

第二十三条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

（歯科医師法の一部改正）

第二十四条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

（保健師助産師看護師法の一部改正）

第二十五条　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

（クリーニング業法の一部改正）

第二十六条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第一項中「、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

第七条の十六第二項中「、厚生労働大臣に報告するとともに、」を削る。

（社会福祉法の一部改正）

第二十七条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（委員）

第八条　地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。